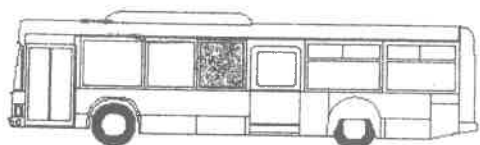


センター通信

コロナ禍の保護司会活動について



伊丹市保護司会

会長 朝山 保男

去る4月21日、伊丹市保護司会定期総会で会長に就任させていただくことになりました。至らぬ所もあるかと思いますが、誠心誠意、伊丹市保護司会の活性化に努めますので、皆様方のご理解ご協力をよろしくお願い致します。

これまで保護司会は、犯罪や非行をした人の立ち直りを支えるため、対象者と面接するなどの保護観察処遇活動や毎年7月に行われる全国一斉の「社会を明るくする運動」の広報活動、学校との連携などの地域活動、社会貢献活動を行ってきました。

また、地方自治体や社会福祉協議会、自治会、関係機関の活動に積極的に参加し、コミュニケーションの輪を広げ、多くの方々に更生保護について理解していただけるよう努めてきました。

しかし、昨年より発生した新型コロナウイルス感染症拡大を受け、「社会を明るくする運動」の、啓発パレードやジョイフルコンサート、小学生の声を聞く会、中学生の声を聞く会、公開ケース研究会の行事は昨年度、今年度共に中止となりました。ただ、学校等の施設に「社会を明るくする運動」ののぼり旗は設置しました。

保護司の保護観察処遇活動においても、緊急事態宣言が発出された場合は、神戸保護観察所から対象者とは直接面接ではなく、電話やメール等で実施するよう連絡がありました。事実、対象者から「陽性になりました」と、保護司へ連絡もありました。保護司会の理事会や例会についても書面開催で行うことができました。しかし、このような状況の中、本年度、社会を明るくする運動啓発活動の一環として、市営バスの降車口に啓発イラストの最優秀賞の作品をラッピングし、最優秀賞と優秀賞の作品を車内広告に掲示しました。また、総合教育センターでは、7月1日から8月30日の期間、市内小中学校から公募した啓発イラストの展示を行いました。

ワクチン接種などにより、徐々に収束に向かうことを注視し、実施可能な活動を行いたいと思いますので、今後ともご支援とご協力をお願いいたします。

自転車を安全に利用しましょう

ルールをきちんと守り、気をつけて運転すれば、自転車は便利な乗り物です。

しかし、ルールを学ばず自分勝手に運転すれば、それは危険な乗り物へと変貌してしまいます。自転車の「ながら運転」によって死亡事故も発生しています。近年、自転車の事故原因としてたびたび挙げられているのが、スマホを見ながらの「ながら運転」です。兵庫県警察でもHPで「自転車の交通安全」についての啓発を行い、「ながら運転」を禁止しています。

数年前、電動アシスト自転車に乗った学生が、歩いていた高齢女性にぶつかり死亡させてしまうという事故が起きました。学生はイヤホンをしていて、片手にはスマートフォン、もう片方の手には飲料のカップを持っていたとされます。この事故は、スマートフォンを操作してからポケットに入れた直後に起きました。

時速約9キロと、低速での運転であったにもかかわらず、人の命を奪ってしまう結果となったこの事故からは、「ながら運転」が一瞬で取り返しのつかない結果を招く危険な行為であるということがわかります。自転車は「車両」です。「自転車安全利用五則」を守り、自転車を安全に利用したいものです。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止
 - ・交差点での安全確認
5. 子どもはヘルメット着用

11月は「子供・若者育成支援推進強調月間」です

ほっとできる「居場所」がどこにもない

そんな子供・若者が増えています。

未来を担う子供・若者たちのために、何ができるか考え、行動に移してみませんか？

「どこにも居場所がない」とする子供・若者の割合



11月間

子供・若者は大きな可能性を秘めたかけがえのない存在です。全ての子供・若者が、自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、自立した個人として健やかに成長するとともに、明るい未来を切り拓いていくことが期待されています。

内閣府は、子供・若者の育成支援を、家庭を中心として、行政、学校、企業、地域等、社会全体で取り組むべき課題と位置付け、毎年11月を「子供・若者育成支援強調月間」と定め、関係省庁、地方公共団体及び関係団体と、子供・若者育成支援のための事業や活動を集中的に実施しています。

重点目標として、以下の5項目を設定しています。

- ・「若者の社会的自立支援の促進」
- ・「子供を犯罪や有害環境などから守るための取組」
- ・「子供の貧困対策の推進」
- ・「児童虐待の予防と対応」
- ・「生活習慣の見直しと家庭への支援」

青少年の安全安心なインターネット利用推進事業 「ルールづくりのポイント啓発資料」 兵庫県

インターネット利用は、子どもたちにとっても、オンラインでのおしゃべりや様々な人との交流など、楽しみが広がります。しかし、使い方を間違えると、ネット・ゲーム依存になったり、トラブルになったり、時には人を傷つけてしまうこともあります。子どもたちがそのような目に遭わないよう、インターネットとの上手なつきあい方を家族で話し合っ、**「わが家のルール」**をつくりましょう！ 兵庫県はネットとゲームのルールを家族でつくるための資料を作成しました。

詳しくは兵庫県のHPで
http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk16/net_rule_point.html

(10月) (暫定値)	幼児 少学生	中学生	高校生 その他	大人
声かけ	796	68	55	215
あいさつ	2606	87	124	376
遊びに関すること	0	0	10	0
愚痴に関すること	0	0	1	0
交通に関すること	16	0	10	20

(10月) 相談活動	(10月) 有害図書回収状況
電話相談 2 件	有害図書 166冊
来所相談 4 件	有害AV等 548個
メール相談 2 件	

子どもと保護者のためのなやみ相談窓口

<電話相談> ☎ 072-770-8742

月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 10:00～17:30

<来所相談>（要予約） ☎ 072-780-3540

月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 10:00～17:00

<メール相談> aigo@itami.ed.jp

または、当センターHPのメールフォームをご利用ください

10月の事案 (少年愛護センターへの通報・ひょうご防犯ネット情報)

日	時刻	場所 (事案)	概要
13	15:24	安堂寺町3	(刃物所持) 小5の児童とその保護者が、オレンジ色の服を着た老人がナイフ様なものを持っているのを見かけた。
20	8:00	寺本1 (不審者)	登校中の中1男子が、中年男性に「何年生か」等、声をかけられ関ヶ井公園に連れていかれ、鞆の中の教科書を付近に捨てられた。

<11月の主な行事>

- | | | | |
|-------|--------------------------------|---------------|--------------------------------|
| 5(金) | 県青少年補導センター連絡協議会
所長 会長一日研修大会 | 26(金) | 青少年を守り育てる地域フォーラム
有害図書回収 |
| 8(月) | 伊丹市少年補導委員連合会 役員会 | 27(土) | 伊丹市いじめ防止等対策審議会
(いじめ防止フォーラム) |
| 8(月) | 伊丹市少年補導委員連合会 定例理事会 | | |
| 10(水) | 広報啓発活動 一斉補導 | 9月～11月 (各小学校) | 第2回愛護補導連絡会 |
| 12(金) | 伊丹市青少年健全育成研修会 | 9月～11月 (各中学校) | 第2回学校補導連絡会 |

*「センター通信」へのご意見ご感想を、伊丹市立少年愛護センター (TEL 072-780-3540) までお寄せください。